

輸入の禁止の対象の見直し
(規則第9条及び別表2関係)

1. 規則別表2について、次のとおり改正する（下線部が追加箇所、取消線が削除箇所）。

地域	植物	検疫有害動植物	改正の理由
一 (略)	アキー、アボカド（付表第六十に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゅうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、	<i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象植物を規定。

	<p>すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、<u>ユーゲニア</u>属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）</p>		
--	--	--	--

	及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。）の生果実		
二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、 <u>アンゴラ</u> 、 <u>ウガンダ</u> 、 <u>エチオピア</u> 、 <u>ガーナ</u> 、 <u>ガボン</u> 、 <u>カメルーン</u> 、 <u>ガンビア</u> 、 <u>ギニア</u> 、 <u>ギニアビサウ</u> 、 <u>ケニア</u> 、 <u>コートジボワール</u> 、 <u>コモロ</u> 、 <u>コンゴ共和国</u> 、 <u>コンゴ民主共和国</u> 、 <u>ザンビア</u> 、 <u>シエラレオネ</u> 、 <u>スーダン</u> 、 <u>スワジランド</u> 、 <u>赤道ギニア</u> 、 <u>セネガル</u> 、 <u>タンザニア</u> 、 <u>チャド</u> 、 <u>中央アフリカ共和国</u> 、 <u>トーゴ</u> 、 <u>ナイジェリア</u> 、 <u>ナミビア</u> 、 <u>ニジェール</u> 、 <u>ブ</u>	かんきつ類(付表 <u>第四</u> 、 <u>第五</u> 、 <u>第十</u> 及び <u>第五十八</u> に掲げるものを除く。)、 <u>アキー</u> 、 <u>アセロラ</u> 、 <u>アボカド</u> 、 あんず 、 <u>いちじく</u> 、 <u>いちじくぐわ</u> 、 <u>イルビングア</u> ・ <u>ガボネンシス</u> 、 <u>いんどめてんぐ</u> 、 <u>うどんげのき</u> 、 <u>おらんだいちご</u> 、 <u>オリーブ</u> 、 <u>カシューナッツ</u> 、 <u>がじゆまる</u> 、 <u>きゆうり</u> 、 <u>きんきじゆ</u> 、 <u>グリコスミス</u> ・ <u>ペンタフィラ</u> 、 <u>くろつぐ</u> 、 <u>コルディラ</u> ・ <u>ピンナータ</u> 、 <u>ごれんし</u> 、 <u>コロシント</u> うり（付表第六十六に掲げるものを除く。）、 <u>ざくろ</u> 、 <u>サラカやし</u> 、 <u>サントール</u> 、 <u>すいか</u> 、 <u>スクレロカリア</u> ・ <u>ビレア</u> 、 すもも 、 <u>せいようかぼちや</u> （付表第六十七に掲げるものを除く。）、 <u>たいへいようぐるみ</u> 、 <u>テトラクトミア</u> ・ <u>マジユス</u> 、 <u>てりはぼく</u> 、 <u>てんじくいぬか</u> んこ、 <u>トマト</u> 、 <u>トリフ</u>	<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex（ミカンコミバエ種群）	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物を規定。

<p>ルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マヨット島、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア</p>	<p>アジア・トリフォリア、なし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、バックウレア・ラケモサ、バックウレア・ラミフロラ、パパイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、パラミグニア・アンダマニカ、びわ、びんろうじゆ、フィクス・エリゴドン、フィクス・グロッサラリオイデス、フィクス・コンカティアン、ぶどう（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばい、ランブータン、りゆうがん、りんご、れいし（付表第十三及び第十四に掲げるものを除く。）、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さ</p>		
--	--	--	--

	<p>くら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物（付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、<u>ユーゲニア属植物</u>、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>		
<p>三 (略)</p>	<p>かんきつ類（付表第七に掲げるものを除く。）、アセロラ、アボカド（付表第六十四に掲げるものを除く。）、あんず、いちじく、エレモシトラス</p>	<p><i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)</p>	<p>リスクアナリスの結果に基づき、新たに追加する対象植物を規定。</p>

	<p>・グラウカ、オープンテ ィア・フィクスーイン ディカ、おらんだいち ご、オリーブ、カシミ ロア・テトラメリア、 カシューナッツ、キウ イフルーツ、きだちと うがらし、グリコスミ ス・トリフォリアタ、 こだちとまと、ごれん し、さくらんぼ、ざく ろ、サントール、しま ほおずき、シロサポテ、 すもも、せいようかり ん、とうがらし、トマ ト、なし、なつめやし、 パパイヤ、ばんじろう、 ぱんのき、ヒロセレウ ス・メガランサス、び わ、フェイジョア、ぶ どう（付表第五十九に 掲げるものを除く。）、 まるめろ、<u>ミロバラン</u> <u>すもも</u>、ムラーヤ・エ キゾチカ、もも、りん ご、れいし、わんび、 アクロニチア属植物、 かき属植物、きいちご 属植物、くわ属植物、 コーヒーノキ属植物、 すのき（こけもも）属 植物、とけいそう属植 物、なす属植物、なつ め属植物、にんめんし 属植物、ばんれいし属 植物、ふともも属植物、</p>		
--	---	--	--

	マンゴウ属植物（付表第二に掲げるものを除く。）、ももたまな属植物、 <u>ユーゲニア属植物</u> 、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実		
四 (略)	うり科植物（付表第十八に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実並びにいんげんまめ、きだちとうがらし、きまめ、ごれんし、ささげ、とうがらし、トマト、なす、パパイヤ、 <u>ふじまめ</u> 、ヒロセレウス属植物及びマンゴウ属植物の生果実	<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリミバエ)	リスクアナリスの結果に基づき、新たに追加する対象植物を規定。
八 インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州(アルバニア、キプロス、ギリシャ及び <u>ラトビア</u> を除く。)、アルフェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	(略)	<i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゅ病菌)	リスクアナリスの結果、当該地域での当該病菌の根絶が確認されたため、対象地域から削除。
十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラ	(略)	<i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチ)	リスクアナリスの結果に基づき、新たに追加

<p>ン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、<u>エジプト</u>、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカ</p>		<p>ユウ)</p>	<p>する対象地域を規定。</p>
--	--	------------	-------------------

<p>ラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>			
<p>十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>ブルガリア</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>ポーランド</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>マルタ</u>、<u>モルドバ</u>、<u>ラトビア</u>、<u>リトアニア</u>、<u>ロシア</u>、<u>アルジェリア</u>、<u>カナリア諸島</u>、<u>ケニア</u>、<u>アメリカ合衆国</u>、<u>カナダ</u>、<u>エクアド</u></p>	<p>(略)</p>	<p><i>Globodera pallida</i>(ジャガイモシロシストセンチウ)</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域を規定。</p>

<p>ル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>			
<p>十六 イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、</p>	<p>(略)</p>	<p><i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)</p>	<p>リスクアナリシスの結果、当該地域での当該病菌の根絶が確認されたため、対象地域から削除。</p>

アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド			
--	--	--	--

2. 規則別表2の付表について、次のとおり改正する（下線部が追加箇所）。

一～六十五 （略）
<u>六十六</u> <u>アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるコロシントうりの生果実</u>
<u>六十七</u> <u>アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるせいようかぼちやの生果実</u>
<u>六十八</u> <u>アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるペポかぼちやの生果実</u>
<u>六十九</u> <u>アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるゆうがおの生果実</u>